

第7号議案

蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成9年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「水道部門」を「上下水道部門」に、「第2次試験」を「第二次試験」に改め、同条第6号及び第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第20条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。